

## 見積書の取扱いについて（注意事項）

## 1 見積書の取扱い

## (1) 開札（競争見積合わせ）前

見積書到着期限の翌開庁日（開札以前）までの間に、市は定期的に横須賀郵便局で見積書を受領して見積合わせ参加者の確認を行います。

このため、募集要領等で指定した方法によらず送付された見積書については、当該内容に応じて次のとおり取扱います。

なお、競争入札参加資格有資格者の見積書が到着していないと認められる場合、又は封筒に案件名の記載がない場合等は、市が見積合わせ参加者に電話連絡を行います。

**①無効な見積書として取扱わない場合**

- ◇ 一般書留若しくは簡易書留又は横須賀郵便局留の方法以外で郵送されたとき
- ◇ 長形3号以外の封筒が使用されたとき
- ◇ 封緘箇所に割印がないとき
- ◇ 封筒に案件名又は業者名の記載がない若しくは記載はあるが誤字・脱字等により当該記載情報のみで案件名又は業者名を特定できないときに補筆することで特定できるようになったとき。  
（一般書留又は簡易書留で送付されたもので、開札日前日（15時）までに書留郵便の受領証（郵便物を特定できる個別番号が記載されているもの）を契約課に持参し、特定できた封筒に対して案件名又は業者名を補筆した場合のみ（開封は認められません。））
- ◇ その他軽微な誤字・脱字等がある場合で、当該案件の見積書であることを客観的に判断できるとき

**②無効な見積書として取扱う場合**

- ◇ 指定した以外の方法で送付したことにより、見積書が契約課に到着するまでに開封された場合等  
（例）通常郵便として庁内で事務的に開封された場合等
- ◇ その他見積合わせ参加者の責めに帰すべき事由により、競争見積合わせを公正に執行することができない状態と市が判断したとき

**③見積書の送付がなかったものとして取扱う場合**

- ◇ 見積書到着期限を過ぎて到着したとき
- ◇ 封筒に案件名又は業者名の記載がない若しくは記載はあるが誤字・脱字等により当該記載情報のみで案件名又は業者名を特定できないまま、開札日前日（15時）を経過したとき

(2) 開札（競争見積合わせ）後

入札心得「14. 入札の無効」を当該競争見積合わせに準用して取扱います。

なお、見積書に記載の案件名が既に募集している他の案件名となっている等、当該見積書と特定できないものについては、入札心得「14. (5) 「入札価格及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき」を準用し無効とします。

※ 入札心得「14. (3) 入札書に記名押印のないとき」について

本単価契約においては押印省略可能な条件を設けています。

省略の条件である＜責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）＞を記載した場合は無効とはなりません。

条件を満たさず押印がない場合や代表者等の記名がない場合は無効となります。

2 見積合わせの延期等

郵便事故等、見積合わせ参加者の責めに帰すことができない事由により、見積合わせを公正に執行することができないと判断したときは、見積合わせを延期又は中止することがあります。

3 その他

(1) この取扱いに記載がない事項は、募集要領及び入札心得の規定を適用します。

(2) この取扱いに入札心得の記載事項と一致しない表記があった場合は、この取扱いの表記を優先します。

(3) この取扱いに募集要領の記載事項と一致しない表記があった場合は、募集要領の表記を優先します。